

(証券コード8594)
2022年3月2日

株 主 各 位

札幌市中央区北1条東3丁目3番地

中道リース株式会社

代表取締役社長 関 寛

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、ご出席をお控えくださいますようお願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」(2頁および3頁)に従って、2022年3月16日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月17日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北2条西1丁目1番1号
ニューオータニイン札幌 2階「鶴の間」

3. 会議の目的事項

報告事項 第50期(自2021年1月1日 至2021年12月31日) 事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- (2) 議決権行使書の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nakamichi-leasing.co.jp/>)に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

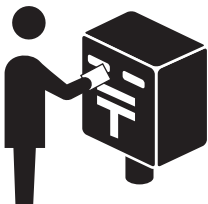
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会へのご出席

開催日時 2022年3月17日(木曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）による議決権行使

行使期限 2022年3月16日(水曜日) 午後5時30分

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使

行使期限 2022年3月16日(水曜日) 午後5時30分

パソコンまたはスマートフォンから、右頁の案内に従って、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

- ・ QRコードを読み取る方法
「スマート行使」

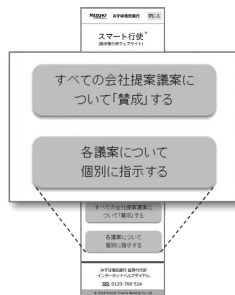
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへログインし、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

【ご注意】

- ・ パソコンまたはスマートフォンのインターネット利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ・ パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- ・ インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

- ・ 議決権行使コード・仮パスワードを入力する方法

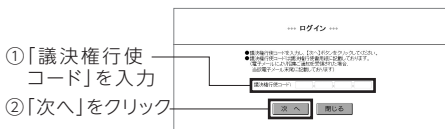
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



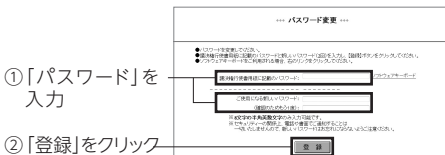
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- ① 議決権行使コードを入力
- ② 「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」および株主さまがご使用になる「新しいパスワード」をご入力ください。



- ① 「パスワード」を入力
- ② 「登録」をクリック

- 4 以降は、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる
議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524 (受付時間：年末年始を除く午前9時～午後9時)

事業報告

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの変異株による感染再拡大の影響により厳しい状況で推移しましたが、ワクチン接種の進捗等により東京オリンピック・パラリンピック開催後は新型コロナウイルスの感染状況は急速に沈静化し、経済活動を段階的に引き上げていく動きとなりました。しかしながら更なる変異株による感染再拡大懸念から依然として先行きは不透明な状況となっております。

このような状況のなか当社は、営業部門におきましては、例年期初に実施する人事異動・組織変更を凍結し、コロナ禍においても営業資産の増強、営業目標の完全達成を目指しスタートしました。また、東北地方で唯一拠点の無かった秋田県への営業展開強化のため、4月1日付で秋田支店を開設いたしました。スペースシステム事業部は保有資産の効率的運用と新規開拓を、ヘルスケアサポート事業部は営業品目の拡大を図ってまいりました。子会社メッドネクスト株式会社においては新規顧客開拓と業務拡大を図りましたが、実現には到りませんでした。

営業業績面では、種類別受注高はリース契約及びスペースシステムが前年を大きく上回りました。リース契約はバス以外の輸送用機械や建設関連機械が堅調に推移したこと、スペースシステムは初めて高齢者用の介護施設を取得したこと等によるもので、総受注高ベースでは前年実績を大きく上回り、「2019年度～2022年度中期経営計画」の目標額を達成いたしました。

管理部門におきましては、資金調達面では、安定的かつ良質な資金を調達するためシンジケートローンを組成、また2016年以來の外国債発行による資金調達を実施いたしました。

信用コストは、前期に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による損失の拡大に備え、適切に貸倒引当金を計上いたしました。

その結果、当事業年度の業績は総受注高46,017百万円（前事業年度比112.1%）、売上高は前期実行した債権の証券化により資産の一部を譲渡したためリース売上高及び割賦売上高が減少し39,293百万円（同97.5%）、新型コロナウイルス感染症の影響による貸倒引当金繰入額は減少しましたが、売上高が減少したこと等により、営業利益は669百万円（同97.3%）、匿名組合投資利益が増加したため経常利益は762百万円（同103.0%）、当期純利益は492百万円（同103.1%）となりました。

(2) 今後の見通しと対処すべき課題

翌事業年度の見通しといたしましては、新たな変異株による感染の急拡大により、すでに大半の都道府県においてまん延防止等重点措置が適用されており、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が継続することが見込まれます。

世界経済においても、欧米を中心に新たな変異株が拡がりを見せており、各国で感染抑制と経済活動継続を両立するための試行錯誤が続くと思われまます。また世界的な半導体の供給不足の問題もあり、先行きが不透明な経営環境が続くと推測されます。

業績面では新型コロナウイルス感染症の影響が拡大した場合には信用コストの増加、更に金利情勢の変化による資金コストの上昇、また半導体の供給不足による輸送用機械等の納期遅れの影響が懸念されます。

このような状況下で当社は、組織体制を一部変更し、コロナ禍においても営業資産の増強、営業目標の完全達成を目指します。

営業部門におきましては、札幌圏での営業展開強化を図るため、旧来の札幌支店を2課制とし、札幌統括支店を新設いたします。また新商品新分野について、継続して開発研究を進めてまいります。スペースシステム事業部は引き続き保有資産の効率的運用と新規開発を図ってまいります。ヘルスケアサポート事業部は営業品目の拡大を目指し、子会社メッドネクスト株式会社においては新規顧客開拓と業務拡大を目指します。

管理部門におきましては、業務の効率化を一層図るとともに部門間の連携を押し進め、営業部門へのサポートを強化します。資金調達面では、引き続き新規取引、既取引の深耕を図るとともに、債権の流動化や社債発行などによる安定的で効率的な調達を追求してまいります。

当社は創業よりの当社の重点方針である「健全経営・堅実経営」をあらためて認識するとともに、「社員の成長なくして会社の発展なし」の精神を継承し、創業50周年を迎える2022年度の目標達成に向け尽力してまいります。また2023年度からスタートする新中期経営計画を策定いたします。併せて、昨年より取組みを開始した国際的な共通目標であるSDGs（持続可能な開発目標）計画の策定にも着手いたします。

株主の皆様には今後とも更なるご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(3) 種類別受注高

(単位：百万円)

種 別	年 度	第 47 期 (2018年 12月期)	第 48 期 (2019年 12月期)	第 49 期 (2020年 12月期)	第 50 期 (当期) (2021年12月期)		
					対前期比	構成比	
リ ー ス 契 約		24,730	28,424	26,164	28,458	108.8%	61.8%
割 賦 契 約		12,929	12,168	11,550	12,391	107.3%	26.9%
金 融 契 約		1,003	365	1,433	1,823	127.2%	4.0%
スペースシステム		1,959	1,472	1,886	3,346	177.4%	7.3%
合 計		40,620	42,430	41,033	46,017	112.1%	100.0%

(4) 地域別受注高

(単位：百万円)

種 別	年 度	第 47 期 (2018年 12月期)	第 48 期 (2019年 12月期)	第 49 期 (2020年 12月期)	第 50 期 (当期) (2021年12月期)		
					対前期比	構成比	
道 央		10,285	11,077	10,668	11,712	109.8%	25.5%
	地 方	7,704	7,111	7,354	9,669	131.5%	21.0%
北 海 道 計		17,989	18,188	18,022	21,381	118.6%	46.5%
東 京		15,100	17,502	15,872	16,808	105.9%	36.5%
	東 北	7,531	6,740	7,139	7,828	109.7%	17.0%
本 州 計		22,632	24,242	23,011	24,636	107.1%	53.5%
合 計		40,620	42,430	41,033	46,017	112.1%	100.0%

(5) 商品別受注高

(単位：百万円)

種 別	年 度	第 47 期 (2018年 12月期)	第 48 期 (2019年 12月期)	第 49 期 (2020年 12月期)	第 50 期 (当期) (2021年12月期)		
					対前期比	構成比	
商業用店舗設備		961	902	1,844	1,771	96.1%	3.8%
建設関連機械		8,209	7,471	7,738	9,074	117.3%	19.7%
輸送用機械		20,686	24,156	21,175	22,010	104.0%	47.8%
事務用機器		1,095	1,313	851	1,126	132.3%	2.4%
産業工作機械		443	209	115	178	155.0%	0.4%
食品加工機械		67	56	43	57	132.2%	0.1%
医療用機器		3,643	3,848	3,913	4,456	113.9%	9.7%
サービス業用機器		2,127	2,128	1,621	1,741	107.4%	3.8%
スペースシステム		1,959	1,472	1,886	3,346	177.4%	7.3%
そ の 他 (金 融)		1,431 (1,003)	873 (365)	1,848 (1,433)	2,259 (1,823)	122.2% (127.2%)	5.0% (4.0%)
合 計		40,620	42,430	41,033	46,017	112.1%	100.0%

(6) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

年度 項目	第47期 (2018年12月期)	第48期 (2019年12月期)	第49期 (2020年12月期)	第50期(当期) (2021年12月期)
売上高	39,343	39,537	40,302	39,293
経常利益	857	951	740	762
当期純利益	525	619	477	492
1株当たり当期純利益	71円20銭	83円78銭	64円44銭	66円35銭
純資産	7,442	8,010	8,355	8,804
総資産	128,124	131,289	124,910	136,449

(7) 資金調達の状況

当事業年度は後記の主要な借入先等から49,939百万円調達し、2021年12月31日現在の借入残高は99,944百万円、社債残高は7,569百万円、債権流動化に伴う長期支払債務残高は2,816百万円となりました。

(8) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した賃貸資産設備投資は、下記のとおりであります。

賃貸不動産（建物・土地等）設備投資額 4,456百万円

(9) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(10) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(11) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(12) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(13) 主要な事業内容

各種物件のリース及び延払販売並びに融資

不動産の売買、賃貸借並びに仲介斡旋

(14) 支社及び支店

(イ) 支 社：東京支社

(ロ) 支 店：札幌支店・旭川支店・帯広支店・函館支店・苫小牧支店・釧路支店
仙台支店・青森支店・盛岡支店・郡山支店・山形支店・秋田支店
東京支店・大宮支店・千葉支店・横浜支店・水戸支店
宇都宮支店・高崎支店

(15) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 額
株 式 会 社 北 洋 銀 行	9,680百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	8,501
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	5,340
株 式 会 社 新 生 銀 行	4,162
北 海 道 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	3,700
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	2,845
北 海 道 信 用 金 庫	2,416

(16) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
168名	8名増	39.4才	13年9ヶ月

(注) 従業員数には使用人兼務取締役2名は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 27,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,417,201株(自己株式1,262,599株を除く。)
- (3) 株 主 数 556名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
関 寛	1,471,400株	19.84%
芙蓉総合リース株式会社	831,000	11.20
ノースパシフィック株式会社	823,000	11.10
株式会社北洋銀行	410,728	5.54
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	293,000	3.95
関 崇 博	290,500	3.92
株式会社北海道銀行	290,000	3.91
三井住友海上火災保険株式会社	253,000	3.41
北海道信用金庫	135,000	1.82
株式会社リアライズコーポレーション	100,600	1.36

- (注) 1. 上記のほか、第2順位の株式会社日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式(962,700株)と第6順位の当社所有の自己株式(299,899株)は、明細から除いております。
2. 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(現 株式会社日本カストディ銀行(信託E口)) (以下「信託E口」という。)は、2009年9月11日開催の当社取締役会において「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、2009年10月1日付で当社株式930,000株、2016年3月3日付で当社株式106,000株を取得しております。当該株式給付信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から当社と信託E口は一体であるとする会計処理を行っているため、2021年12月31日現在において信託E口が所有する当社株式962,700株を自己株式数に含めております。
3. 持株比率は自己株式(1,262,599株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	関 寛	
専務取締役	関 崇 博	管理本部長
常務取締役	西 中 秀 之	営業本部長
取 締 役	石 井 晃 司	財務部長
取 締 役	遠 藤 龍 二	経営主計室長
取 締 役	中 田 美知子	札幌大学 客員教授・評議員 イオン北海道株式会社 社外取締役 株式会社土屋ホールディングス 社外取締役
取 締 役	和 泉 晶 裕	北海道建設業信用保証株式会社 理事 北保証サービス株式会社 取締役社長
常勤監査役	池 原 和 男	
常勤監査役	高 橋 正 幸	
監 査 役	村 木 靖 雄	社会福祉法人光の森学園 理事長 税理士法人村木会計 代表社員 特定非営利活動法人P C N E T 理事長
監 査 役	長 野 実	株式会社北洋銀行 取締役副頭取

- (注) 1. 取締役中田美知子氏及び和泉晶裕氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役村木靖雄氏及び長野 実氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役中田美知子氏及び和泉晶裕氏につきましては、札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役池原和男氏は、当社経営主計室部長勤務期間があり、また、監査役高橋正幸氏は、金融機関における取締役経験から、ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度中に退任した監査役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の地位
柴 田 龍	2021年 3月19日	辞任	監 査 役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、各取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結していません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を従来より締結しており、被保険者である取締役及び監査役がその職責の執行に関し責任を負うことまたは責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。ただし故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は損害は補填されない等の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

1. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬等の決定に関する方針を企業価値の向上を図るインセンティブとして機能するように定めており、その内容は基本報酬、業績連動報酬(年次賞与)及び株式取得報酬で構成されております。

また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本報酬に関する方針

基本報酬の水準や支給割合についての明確な定めは設けておりませんが、当社従業員報酬や会社の経営状態等を参考に決定しております。

ロ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬(年次賞与)は、総受注高、経常利益及び各人の業績への貢献度等に応じて決定しております。総受注高は営業成績を、経常利益は企業業績を適切かつ客観的に表す一般的な指標であるため、業績連動報酬の指標としております。当事業年度の総受注高は46,017百万円、経常利益は762百万円であります。

ハ. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため株式取得報酬とし、基本報酬に役位別の係数を乗じた額で、役員持株会を通じて自社株購入に充当しております。

二. 取締役の報酬等の支給時期等

基本報酬、株式取得報酬は毎月支給とし、毎年4月開催の取締役会において改定の決議をしております。業績連動報酬(年次賞与)は当該事業年度に係る株主総会終了後に年1回支給します。

ホ. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は代表取締役社長 関 寛に対し、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の配分の決定を委任しております。代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ取締役及び監査役の職責の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断するためであります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	150,673 (17,218)	98,094 (15,118)	40,000 (2,100)	12,579 (—)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	35,742 (9,128)	28,837 (7,052)	5,000 (1,800)	1,905 (276)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	186,415 (26,345)	126,931 (22,169)	45,000 (3,900)	14,484 (276)	12 (5)

- (注)1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 支給額には、2022年3月17日開催の第50回定時株主総会後に支給予定の役員賞与、取締役7名40,000千円(うち社外取締役2名2,100千円)、監査役4名5,000千円(うち社外監査役2名1,800千円)が含まれております。
3. 対象となる役員の員数の監査役5名(うち社外監査役3名)には、それぞれ2021年3月19日に退任した柴田龍氏を含んでおります。
4. 上表の非金銭報酬等の額は、当事業年度に費用計上した株式取得報酬相当額であります。
5. 取締役の報酬限度額は、1994年4月19日開催の第22回定時株主総会において年額160,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与と相当額は含まない)と決議をしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。監査役の報酬限度額は、2015年3月24日開催の第43回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議をしております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち、社外監査役は2名)です。

(5) 社外役員に関する事項

1. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	中田 美知子	会社経営に携わる豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該視点から経営監視機能を果たしていただくことを期待しております。当事業年度開催の取締役会には14回中12回に出席し、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしました。
社外取締役	和泉 晶裕	長年行政に従事した豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から経営監視機能を果たしていただくことを期待しております。当事業年度開催の取締役会には14回中13回に出席し、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしました。
社外監査役	村木 靖雄	当事業年度開催の取締役会には14回中12回、また監査役会には5回すべてに出席しました。取締役会では公認会計士、税理士としての専門的な見地にに基づき必要な発言を適宜行い、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。
社外監査役	長野 実	監査役就任後、当事業年度開催の取締役会10回すべてに、監査役会には4回すべてに出席しました。取締役会では経営管理の要職に長年携わる高い見識に基づき必要な発言を適宜行い、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。

2. 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	中田 美知子	札幌大学客員教授・評議員、イオン北海道株式会社社外取締役及び株式会社土屋ホールディングス社外取締役であり、当社との取引及び利害関係はありません。
社外取締役	和泉 晶裕	北海道建設業信用保証株式会社理事、北保証サービス株式会社取締役社長であり、当社との取引及び利害関係はありません。
社外監査役	村木 靖雄	社会福祉法人光の森学園理事長、税理士法人村木会計代表社員及び特定非営利活動法人PCNET理事長であり、社会福祉法人光の森学園は当社と割賦及び金銭消費契約、税理士法人村木会計は当社とリース及び割賦契約があります。
社外監査役	長野 実	株式会社北洋銀行の取締役副頭取であり、株式会社北洋銀行は当社の主要な借入先であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

瑞輝監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

25,000千円

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 26,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などを確認し、審議の上、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である債権流動化に係る合意された手続業務を委託し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすため企業倫理方針並びに行動原則により規律ある企業風土を作り上げていくことを目指して努力してまいります。
- ・ コンプライアンスマニュアルにおける行動規範により、社員行動の具体的指針を定め全役職員に周知徹底させるとともに、定期的な自己点検を実施する等コンプライアンスに対する意識の啓蒙を図っております。

- ・内部通報制度に伴う相談窓口を社内外に設置し、従業員（派遣社員、契約社員、退職者を含む）からの相談及び通報を幅広く受け付ける体制を整えます。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役会における議事録をはじめとする稟議書など職務執行にかかわる重要な情報の保存は総務部が所管し、文書の作成・保存及び廃棄に関しては文書管理規程により実施しております。
 - ・取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧することができます。
 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理を組織横断的に統括するリスク管理委員会を設置し、各業務部門におけるリスク担当を定めリスクコントロールを実施し損失の防止に努めております。
 - ・リスク管理規程を定め各業務部門のリスク認識とその分析・評価などを実施する管理体制の構築及び運用を行っております。
 - ・ISO9001 認証取得における品質マネジメントシステム（QMS）及びISO14001認証取得における環境マネジメントシステム（EMS）を品質・環境マニュアルに定め、業務の改善と品質向上、循環型社会の形成に寄与することに努めております。
 - ・重要なリスクについては取締役会に対してリスク管理の状況を報告しております。
 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の職務の執行については、業務分掌規程及び職務権限規程により担当業務と権限を明確にし、効率化を図っております。
 - ・会社として達成すべき目標を明確化するために年次経営方針並びに中期経営計画を策定し、その経営目標を達成するため取締役の権限及び意思決定ルールに基づき効率的かつ迅速な職務執行を図っております。
 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社を管理する部署には担当役員を配置し、「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する体制とします。
 - ・子会社を取締役会設置会社とし、当社の役員が取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とします。
 - ・子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とします。
 - ・当社と子会社との取引（子会社間の取引を含む）については、第三者との取引と比較して著しく有利または不利にならないようにし、必要に応じて専門家に

確認する等、取引の透明化を図る体制とします。

- ・ 当社は、子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保します。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ・ 監査役の職務遂行のために補助者を必要とする場合は、その求めに応じて速やかに補助すべき専任の使用人を置きます。また、専任の使用人は、他部署の従業員を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないものとします。
 - ・ 当該使用人の人事異動・評価等については、監査役の事前の同意を得るものとします。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役の要請に応じて、取締役会及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査・ISO推進室は内部監査の結果等を報告しております。
 - ・ 取締役及び使用人は重要な報告すべき事項が生じたときは監査役へ報告する体制をとっております。また、監査役は取締役会のほかりスク管理委員会などに出席し意見具申が可能な体制を整えております。
 - ・ 報告者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役職務について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査役職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とします。
9. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 内部監査・ISO推進室に内部監査担当を配置しており内部監査規程に基づき、監査役との連携及び情報共有を図り監査を実施しております。
 - ・ 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、他の重要な会議に出席しております。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供するようにしております。

- ・代表取締役社長は監査役との意見交換を図りながら適切な意思疎通及び効率的な監査業務の実施を図るため監査役監査の環境整備に努めます。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性の確保に関しては、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの整備を行いその仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他関係法令等に対する適合性を確保してまいります。

11. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・「反社会的勢力の排除に係る規程」及び「反社会的勢力への対応マニュアル」等の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- ・反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを目的とし、実施にあたって適正な業務運営を確保できるよう、「反社会的勢力の排除に係る規程」に「反社会的勢力に対する基本方針」を定めております。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保する体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

1. リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を開催し、全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議いたしました。
2. コンプライアンスの充実・強化を推し進めるために制定しているコンプライアンスマニュアルの理解を深めるため、全社員を対象に理解度チェックを実施いたしました。
3. 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮し策定した内部統制基本計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流動資産		110,394,519	流動負債		46,647,168
現金及び預金		7,410,441	支払手形		605,408
受取手形		369	買掛金		3,419,452
取戻債権		23,290,656	短期借入金		4,470,000
リース債権		1,959,138	1年内返済予定の長期借入金		32,858,325
リース投資資産		73,349,778	1年内償還予定の社債		1,710,000
営業貸付金		216,638	1年内支払予定の債権流動化に伴う長期支払債務		226,279
その他の営業貸付債権		1,718,363	リース債務		1,092,165
賃貸料等未収入金		2,415,727	未払金		505,585
貯蔵品		12,820	未払法人税等		14,736
前払費用		447,184	未払費用		129,317
未収益		1,545	賃貸料等前受金		480,132
短期貸付金		84,517	預り金		148,309
その他の引当金		259,828	前受収益		41,360
貸倒引当金		△772,485	割賦未実現利益		798,467
固定資産		25,967,279	役員賞与引当金		45,000
有形固定資産		17,940,433	賞与引当金		102,634
賃貸資産		17,883,562	固定負債		80,997,984
リース資産		275,800	社債		5,858,600
建物		10,012,734	長期借入金		62,615,304
構築物		919,211	債権流動化に伴う長期支払債務		2,589,883
土地		6,473,576	リース債務		2,305,723
建設仮勘定		202,241	退職給付引当金		73,942
社用資産		56,871	営業受取保証金		6,336,514
建物及び構築物		16,204	長期未払金		89,850
器具備品		40,667	資産除去債務		1,017,214
土地		0	その他		110,955
無形固定資産		68,106	負債合計		127,645,153
リース資産		22,150	純資産の部		
ソフトウェア		41,390	株主資本		8,673,540
電話加入権		4,565	資本金		2,297,430
投資その他の資産		7,958,741	資本剰余金		2,137,430
投資有価証券		3,847,709	資本準備金		2,137,430
関係会社株		10,000	利益剰余金		4,455,835
出資		9,330	利益準備金		140,400
長期貸付金		7,090	その他利益剰余金		4,315,435
固定化営業債権		167,703	別途積立金		1,901,000
長期前払費用		494,646	繰越利益剰余金		2,414,435
営業差入保証金		1,614,743	自己株式		△217,155
繰延税金資産		1,629,552	評価・換算差額等		130,161
その他の引当金		226,724	その他有価証券評価差額金		130,161
貸倒引当金		△48,756			
繰延資産		87,055	純資産合計		8,803,701
社債発行費		87,055	負債・純資産合計		136,448,853
資産合計		136,448,853			

損 益 計 算 書

(自 2021年1月1日
至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高 リース売上高 賃貸料収入 割賦売上高 ファイナンス収益 その他売上高	24,586,198 3,737,545 10,518,945 60,287 390,506	39,293,481
売上原価 リース原価 賃貸原価 割賦原価 その他の売上原価 資金原価	22,142,261 2,400,631 10,035,508 246,924 1,155,371	35,980,695
販売費及び一般管理費		3,312,786 2,643,468
営業外収益 受取利息 受取配当金 投資事業組合運用益 匿名組合投資利益 償却債権取立益 その他の営業外収益	317 25,177 17,056 80,997 281 689	124,516
営業外費用 支払利息 支払手数料 その他の営業外費用	29,153 2,166 743	32,061
特別損失 投資有価証券評価損 固定資産売却損 固定資産除却損	785 4,178 8,170	13,133
税引前当期純利益	385,106 △128,287	748,639
法人税、住民税及び事業税 当 期 純 利 益		256,819 491,820

株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日
至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,297,430	2,137,430	2,137,430
当 期 変 動 額			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	2,297,430	2,137,430	2,137,430

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	140,400	1,901,000	1,974,454	4,015,854	△218,624	8,232,090
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△51,839	△51,839		△51,839
当 期 純 利 益			491,820	491,820		491,820
自 己 株 式 の 処 分				—	1,469	1,469
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				—		—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	439,981	439,981	1,469	441,450
当 期 末 残 高	140,400	1,901,000	2,414,435	4,455,835	△217,155	8,673,540

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	122,642	122,642	8,354,732
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		—	△51,839
当 期 純 利 益		—	491,820
自 己 株 式 の 処 分		—	1,469
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	7,519	7,519	7,519
当 期 変 動 額 合 計	7,519	7,519	448,969
当 期 末 残 高	130,161	130,161	8,803,701

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの：決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの：金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの（匿名組合出資等）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。その他は移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) 賃貸資産

○ リース資産

リース契約期間を償却年数とし、リース期間満了時に見込まれるリース資産の処分価額を残存価額として、当該期間内に定額償却する方法

○ その他の賃貸資産

2007年3月31日以前に取得したもの……旧定額法

2007年4月1日以降に取得したもの……定額法

(ロ) 社用資産

旧定率法

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は社債の償還までの期間にわたり定額にて償却しております。

なお、社債発行費償却額は損益計算書上、売上原価の中の資金原価に含めて表示しております。

4. 重要な引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるために、支給見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員及び使用人兼務役員の賞与支給に備えるために、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備え、当期末における株式給付規程に基づく期末勤務ポイント数及び時価に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) リース取引の処理方法

(イ)ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準

リース料を受受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(ロ)オペレーティング・リース取引の収益の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の受受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

(2) 割賦売上高及び割賦原価の計上方法

割賦販売取引は、商品の引渡時にその契約高の全額を割賦債権に計上し、支払期日到来の都度、割賦収入及びそれに対応する割賦原価を計上しております。

なお、期日未到来の割賦債権に対する割賦未実現利益は、繰延処理をしております。

(3) 金融費用の計上方法

金融費用は、営業収益に対応する金融費用とその他の金融費用を区分計上することとしております。

その配分方法は、総資産を営業取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準として営業資産に対応する金融費用は資金原価として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用を、営業外費用に計上しております。

なお、資金原価は営業資産に係る金融費用からこれに対応する預金の受取利息等を控除して計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、繰延ヘッジ処理を行っております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

○ヘッジ手段

金利スワップ取引、金利キャップ取引及び通貨スワップ取引

○ヘッジ対象

借入金、外貨建社債等

(3) ヘッジ方針

当社は事業活動に伴って発生する金利の変動リスク及び為替変動リスクをコントロールする目的でデリバティブ取引を利用しております。

(4) 有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ期間を通じてキャッシュ・フローの変動リスクを回避していると想定することができるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

なお、金利スワップ等の特例処理の要件を満たすものについては特例処理を行っているため、有効性評価の判定を省略しております。また、振当処理の要件を満たしている為替予約等は振当処理を行っているため有効性評価の判定を省略しております。

7. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 営業貸付債権の計上方法

営業目的の金融収益を得るために実行する貸付金、債権の買取等を計上しております。

なお、当該金融収益は、ファイナンス収益に計上しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

【表示方法の変更に関する注記】

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 (流動・固定) 821,241千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、営業債権の貸倒損失に備えるため、債権を正常債権、要注意債権、破綻懸念債権及び破綻債権に分類し貸倒引当金を計上しております。その分類は四半期毎に開催される債権区分検討会において、経理規程であらかじめ定めている債権区分に基づき、顧客の返済状況及び財務指標等の定量的要因並びに将来の資金繰り等の定量的要因に関連する情報を勘案して決定しております。

正常債権及び要注意債権については貸倒実績率により、破綻懸念債権及び破綻債権については債権額から市場価格に基づいた処分可能見込額を加味して個別に算出した回収可能見込額を控除し、その残額を貸倒引当金として計上しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により財政状態等が悪化し、要注意債権及び破綻懸念債権に区分された債権については他の要注意債権及び破綻懸念債権と区別して管理しており、要注意債権については新型コロナウイルス感染症の影響に起因した貸倒実績率により、破綻懸念債権については債権額から市場価格に基づき随時更新する「リスク想定表」による物件評価額を加味して個別に算出した回収可能見込額を控除し、その残額を貸倒引当金として計上しております。

新型コロナウイルス感染症の影響の収束時期等を見通すことは困難であります。当社は2022年度以降も一定期間にわたって新型コロナウイルス感染症の影響が継続するとの仮定を置き会計上の見積りを行っております。

当社は、当事業年度末時点で入手可能な情報に基づき、貸倒引当金を計上しておりますが、経済状況の変化や新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う顧客の財政状態及び経営成績の悪化により、翌事業年度の計算書類における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

【追加情報】

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員に対する福利厚生サービスを目的として、受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に勤続や成果に応じてポイントを付与し、従業員の退職時に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。なお退職者に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は当事業年度121,907千円であり、信託が保有する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数は当事業年度962,700株であり、期中平均株式数は当事業年度966,992株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

2. 減価償却累計額

(1) 賃 貸 資 産 (減損損失累計額を含む)	12,028,167千円
(2) 社 用 資 産	49,886千円
計	12,078,053千円

3. 担保に供している資産

(1) 現 金 及 び 預 金	1,157,000千円
(2) 割 賦 債 権	11,434,296千円
(3) リ ー ス 債 権	970,211千円
(4) リ ー ス 投 資 資 産	34,859,102千円
(5) 営 業 貸 付 金 (その他の営業貸付債権を含む)	1,109,105千円
(6) 賃 貸 料 等 未 収 入 金	7,308千円
(7) 賃 貸 資 産 (土地)	1,860,699千円
(8) 賃 貸 資 産 (建物)	3,504,435千円
(9) 投 資 有 価 証 券	460,166千円
(10) オペレーティング・リース契約債権等	66,324千円
計	55,428,646千円

4. 担保提供資産に対応する債務

(1) 短 期 借 入 金	1,870,000千円
(2) 長 期 借 入 金 (内1年以内返済予定額)	47,947,692千円 (16,461,124千円)
(3) 債権流動化に伴う長期支払債務 (内1年以内支払予定額)	2,360,937千円 (ー千円)
(4) 営 業 受 取 保 証 金	701,231千円
計	52,879,860千円

5. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

(1) 受 取 手 形 (貸借対照表上の科目)	
割 賦 債 権	42,882千円
リ ー ス 投 資 資 産	21,959千円
計	64,841千円
(2) 支 払 手 形	67,980千円

6. 債権の証券化による劣後信託受益権残高

(貸借対照表上の科目)	
割 賦 債 権	45,401千円
リ ー ス 投 資 資 産	2,162,665千円
計	2,208,066千円

7. 関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権債務が属する項目ごとの金額

賃 貸 料 等 未 収 入 金	1,597千円
短 期 貸 付 金	80,000千円
そ の 他 (短 期)	5,157千円

【損益計算書に関する注記】

1. 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。
2. 資金原価

支払利息	1,155,440千円
受取利息	70千円
3. 関係会社との取引高の総額
(営業取引による取引高)

売上高	13,681千円
売上原価	132,128千円
販売費及び一般管理費	2,901千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。
2. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,679,800	—	—	8,679,800

3. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,274,199	—	11,600	1,262,599

(注)2021年12月31日現在において株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式962,700株は自己株式数に含めて記載しております。

(変動事由の概要)

普通株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式給付信託からの給付による減少	11,600株
------------------	---------

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月19日 定時株主総会	普通株式	51,839	7.0	2020年 12月31日	2021年 3月22日

(注) 株式会社日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式974,300株は、株主資本において自己株式として計上しているため、普通株式に関する配当金の総額の計算より、6,820千円を除いております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配 当 金 の 総 額 (千 円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年3月17日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	74,172	10.0	2021年 12月31日	2022年 3月18日

(注1)2022年3月17日開催予定の第50回定時株主総会において付議する予定であります。

(注2)株式会社日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式962,700株は、株主資本において自己株式として計上しているため、普通株式に関する配当金の総額の計算より、9,627千円を除いております。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金及び貸倒損失	278,977千円
賃貸建物減価償却費	504,975千円
資産除去債務	309,335千円
リース取引に係る申告調整額	373,169千円
その他	506,183千円
小 計	1,972,639千円
評価性引当額	△80,490千円
繰延税金資産合計	1,892,149千円

(繰延税金負債)

新リース会計移行差異	51,777千円
その他	210,820千円
繰延税金負債合計	262,597千円
差引：繰延税金資産の純額	<u>1,629,552千円</u>

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、機械設備等の各種物品及び不動産の賃貸取引及び割賦販売取引並びに金融取引等を行っております。これらの事業を行うため、主に金融機関からの借入による間接金融のほか、社債の発行、債権流動化等による直接金融によって資金調達を行っております。

当社は、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（ALM）を実施しております。

またデリバティブ取引については、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するためリスク管理を目的としており、投機的取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権であるリース債権、リース投資資産、割賦債権及び営業貸付金は、顧客に対する債権であり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式、債券、匿名組合出資金であり、事業推進目的などで保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業差入保証金は、敷金及び建設協力金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

リース債務、社債、借入金、債権流動化に伴う長期支払債務及び営業受取保証金は、市場の混乱や当社の財務内容の悪化などにより市場から資金調達を行えなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、資金調達の一部は変動金利による調達のため、金利変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務に係る為替変動リスクを回避するために通貨関連のデリバティブ取引を、借入金の金利変動リスクを回避するために金利関連のデリバティブ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の重要な会計方針に係る事項に関する注記「6. ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では与信権限・与信限度額の社内規程を設け、顧客の定量面、定性面の評価を交えた与信管理体系をとっております。この規程に則り、取引先、案件の内容等を総合的に評価した上で取引組みの可否を判断しており、その与信管理は各営業部と審査室が行っております。新規先大口案件等については審査委員会を経由の上、社長決裁となります。案件取り組み後は、毎年大口取引先の直接訪問や周辺調査を実施し、経済情勢、経済環境などによる変化を各営業部を経由し審査室に報告し、信用リスクに応じて与信管理を行っております。また資産管理部は問題債権の管理、効率的な削減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社では市場リスクの管理体制等は、社内規程であるリスク管理規程において定めております。

a 金利リスクの管理

金利変動リスクに対応するため、財務部が金利情勢を常時注視し、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、分析やモニタリングを行い、毎月の定例会議等に報告しております。

b 為替リスクの管理

為替変動リスクは通貨関連のデリバティブ取引を行うことで管理しております。為替変動リスクの状況については、財務部が担当役員に定期的に報告しております。

c 株価変動リスクの管理

有価証券及び投資有価証券の株価変動リスクについては、総務部が時価や発行先の財務状況を把握し、定期的に担当役員に報告しております。また、上場株式については評価損益を計測して、モニタリングを実施しており、これらの情報に大きく変化があった場合は、都度定例会議等に報告しております。

d デリバティブ取引

デリバティブ取引については、デリバティブ取引の取り扱い及びリスク管理に関する規程に当社の取引基本方針、リスク管理手続、決裁権限、報告等を定めております。取り組みについては、金利、為替変動リスクに対するヘッジを目的とし、財務部が適切な実行管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社では流動性リスクの管理体制等は、社内規程であるリスク管理規程において定めております。

財務部が資金繰り計画を作成し、回収資金及び返済資金に係わる期日管理を一括して実行しております。また、資金調達手段の多様化、金融機関の当座貸越枠を取得するなどして市場環境を考慮し、手元流動性の調整、維持などによって流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、後述の「デリバティブ取引」におけるデリバティブ取引における契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注)2.参照)。

また、次表以外の金融資産及び金融負債等については、金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	7,410,441	7,410,441	—
(2) 受取手形	369		
貸倒引当金(※2)	△0		
	368	368	—
(3) 割賦債権(※1)	22,492,190		
貸倒引当金(※2)	△179,902		
	22,312,288	22,396,211	83,923
(4) リース債権	1,959,138		
貸倒引当金(※2)	△1,832		
	1,957,306	1,980,625	23,320
(5) リース投資資産	73,349,778		
貸倒引当金(※2)	△586,682		
	72,763,096	75,438,556	2,675,459
(6) 営業貸付金	216,638		
貸倒引当金(※2)	△203		
	216,435	244,030	27,595
(7) その他の営業貸付債権	1,718,363		
貸倒引当金(※2)	△1,607		
	1,716,756	1,773,402	56,647
(8) 賃貸料等未収入金	2,415,727		
貸倒引当金(※2)	△2,259		
	2,413,467	2,413,467	—
(9) 投資有価証券	702,366	702,366	—
(10) 固定化営業債権	167,703		
貸倒引当金(※2)	△48,752		
	118,951	118,951	—
(11) 営業差入保証金	1,614,743	1,597,595	△17,148
資産 計	111,226,219	114,076,014	2,849,795
(1) 支払手形	605,408	605,408	—
(2) 買掛金	3,419,452	3,419,452	—
(3) 短期借入金	4,470,000	4,470,000	—
(4) 社債	7,568,600	7,722,806	154,206
(5) 長期借入金	95,473,629	95,478,180	4,551
(6) 債権流動化に伴う長期支払債務	2,816,162	2,825,065	8,903
(7) リース債務	3,397,889	3,485,269	87,380
(8) 営業受取保証金	6,336,514	6,336,514	—
負債 計	124,087,653	124,342,694	255,041

- (※1) 貸借対照表計上額は、割賦未実現利益を控除しております。
- (※2) 受取手形、割賦債権、リース債権、リース投資資産、営業貸付金、その他の営業貸付債権、賃貸料等未収入金、固定化営業債権は、それぞれに対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 割賦債権

未回収の債権額を、内部格付に基づく区分毎に、新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(4) リース債権、(5) リース投資資産

未回収のリース債権及びリース料債権の総額から維持管理費用相当額を控除し、内部格付に基づく区分毎に、新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(6) 営業貸付金、(7) その他の営業貸付債権

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、顧客の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、未回収の元利金を、内部格付に基づく区分毎に、新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(8) 賃貸料等未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 投資有価証券

株式及びその他については取引所の価格によっております。また、債券については、取引金融機関から提示された価格または将来キャッシュ・フローの現在価値によっております。

また、保有目的毎の有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

○その他有価証券における種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
① 株式	416,139	170,339	245,799
小計	416,139	170,339	245,799
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
① 株式	286,228	343,287	△57,059
小計	286,228	343,287	△57,059
合計	702,366	513,626	188,740

(10)固定化営業債権

固定化営業債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(11)営業差入保証金

将来キャッシュ・フローについて、リスクフリー・レートで割り引いて時価を算定しておりません。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金、(6) 債権流動化に伴う長期支払債務

これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該科目の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(7) リース債務

新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(8) 営業受取保証金

将来キャッシュ・フローについて、リスクフリー・レートで割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法毎の決算日における契約額または契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	うち1年超 (千円)	時価 (千円)	当該時価の 算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	1,553,500	941,700	(※1)	
	金利キャップ取引 買建	長期借入金	7,529,660	4,449,000	(※1)	
為替予約等の振当処理	通貨スワップ取引 受取米ドル・支払円	社 債	2,188,600	2,188,600	(※2)	
合 計			11,271,760	7,579,300		

(※1) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金等と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金等の時価に含めて記載しております（上記「負債」(5)参照）。

(※2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、当該社債の時価に含めて記載しております（上記「負債」(4)参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額(千円)
匿名組合出資金等	2,961,662
非上場株式等	183,681
関係会社株式	10,000

これらについては、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

区 分	1年内 (千円)	1年超 2年内 (千円)	2年超 3年内 (千円)	3年超 4年内 (千円)	4年超 5年内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	7,410,441	—	—	—	—	—
割 賦 債 権	8,881,091	6,025,967	4,193,434	2,735,477	1,222,817	231,869
リ ー ス 債 権	520,102	388,320	353,686	225,126	136,887	335,016
リース投資資産	23,428,002	17,695,411	13,820,552	9,856,916	6,269,591	2,279,307
営 業 貸 付 金	13,877	13,031	21,147	20,802	15,931	131,850
その他の営業貸付債権	517,318	319,644	264,952	236,041	226,672	153,736
営業差入保証金	92,335	101,656	76,691	49,743	166,926	1,127,393
合 計	40,863,166	24,544,029	18,730,463	13,124,105	8,038,824	4,259,171

4. 社債、長期借入金、リース債務、債権流動化に伴う長期支払債務の決算日後の返済予定額

区 分	1年内 (千円)	1年超 2年内 (千円)	2年超 3年内 (千円)	3年超 4年内 (千円)	4年超 5年内 (千円)	5年超 (千円)
社 債	1,710,000	1,310,000	910,000	840,000	2,798,600	—
長 期 借 入 金	32,858,325	25,620,084	18,650,948	11,112,986	6,889,158	342,128
リ ー ス 債 務	1,092,165	773,261	668,717	399,738	225,033	238,975
債権流動化に伴う長期支払債務	226,279	228,946	—	—	—	2,360,937
合 計	35,886,769	27,932,291	20,229,665	12,352,724	9,912,791	2,942,040

【賃貸等不動産に関する注記】

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社は、北海道、東北及びその他の地域において、賃貸用の商業施設（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

貸借対照表計上額			決算日における時価 (千円)
当期首残高(千円)	当期増減額(千円)	当期末残高(千円)	
13,825,128	3,782,634	17,607,762	18,587,873

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額(減損損失累計額を含む)を控除した金額であります。

2. 主な変動事由

増加は、賃貸用の商業施設等の取得4,456,149千円、資産除去債務の計上額147,184千円、減少は、減価償却費806,636千円であります。

3. 時価の算定方法

収益還元法に基づいて自社で合理的に算定した金額や市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額をもって時価としております。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は1,286,328千円（賃貸収益及び賃貸費用は、それぞれ売上高及び売上原価に計上）、固定資産売却損は4,178千円、固定資産除却損は8,170千円であります。

【持分法損益等に関する注記】

該当事項はありません。

【関連当事者との取引に関する注記】

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 または 出資金	事業の 内容また は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末 残高
役員及び その近親 者	関 寛	—	百万円 —	当社代表 取締役	(被所有) 直接 17.57	債務被保証	当社銀行 借入に対 する連帯 保証	千円 189,200	—	千円 —

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は銀行借入に関して、代表取締役関寛から債務保証を受けております。なお、債務被保証については、保証料の支払は行っておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めておりません(当事業年度962,700株)。

また、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度966,992株)。

1株当たり純資産額

1,186円93銭

1株当たり当期純利益金額

66円35銭

※ 1株当たり当期純利益金額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	491,820千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
差引普通株式に係る当期純利益	491,820千円
普通株式の期中平均株式数	7,412,909株

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

1. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(イ) 当該資産除去債務の概要

賃貸用不動産の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(ロ) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間をテナントとの契約期間と見積り、割引率は使用見込期間に見合う国債流通利回り(0%~1.881%)を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(ハ) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	860,244千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	147,184千円
時の経過による調整額	9,786千円
期末残高	1,017,214千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

(イ) 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨

本社及び支店として使用している事務所に係る資産除去債務は、貸借対照表に計上しておりません。

(ロ) 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

本社及び支店として使用している事務所については、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復費用等に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確ではなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(ハ) 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. リース取引に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

(イ)リース投資資産の内訳

リース料債権部分	77,907,158千円
見積残存価額部分	1,165,898千円
受取利息相当額	△5,723,278千円
合計	73,349,778千円

(ロ)リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の決算日後の回収予定額

	リース債権 (千円)	リース投資資産 (千円)
1年以内	560,041	25,622,525
1年超 2年以内	417,681	19,008,008
2年超 3年以内	374,123	14,569,661
3年超 4年以内	234,612	10,206,423
4年超 5年以内	145,943	6,277,119
5年超	365,561	2,223,422
合計	2,097,961	77,907,158

(2) オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

未経過リース料

1年以内	193,096千円
1年超	1,347,671千円
合計	1,540,767千円

3. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。また、従業員の退職または死亡に際して、当社発行の普通株式その他の財産の給付を行う、株式給付制度を採用しております。

(2) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、41,624千円でありました。

独立監査人の監査報告書

2022年2月8日

中道リース株式会社
取締役会 御中

瑞輝監査法人

北海道札幌市

指定社員 公認会計士 伊東尚子
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岡田友香
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中道リース株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人瑞輝監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

中道リース株式会社		監査役会	
常勤監査役	池原和男		㊟
常勤監査役	高橋正幸		㊟
社外監査役	村木靖雄		㊟
社外監査役	長野実		㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第50期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境および事業の継続的成長のため内部留保等を勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金10円
(普通配当7円・創立50周年記念配当3円)

配当総額 83,799,010円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月18日（金曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 条文の新設に伴う条数の変更および効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第15条 (条文省略)	第1条～第15条 (現行どおり)
(新設)	(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第16条～第42条 (条文省略)	第17条～第43条 (現行どおり)
(附則) (新設)	(附則) 1.変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、 <u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。なお、本附則は施行日をもってこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員は、本總會終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	関 寛 (1946年 11月4日生)	1990年4月 当社入社 当社常務取締役社長室長 1991年4月 当社専務取締役社長室長 1992年4月 当社代表取締役副社長 1994年4月 当社代表取締役社長（現任）	1,471,400 株
2	関 崇 博 (1975年 7月28日生)	2009年1月 当社入社 2016年1月 当社総務部長兼お客様相談室長 2017年1月 当社執行役員総務部長兼お客様相談室長 2018年1月 当社執行役員総務部長兼未来開発室長兼お客様相談室長 2018年3月 当社取締役総務部長兼未来開発室長兼お客様相談室長 2019年4月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長兼未来開発室長兼お客様相談室長 2019年7月 当社常務取締役管理本部長 2020年4月 当社専務取締役管理本部長（現任）	290,500株
3	西 中 秀 之 (1958年 7月18日生)	1989年5月 当社入社 1999年4月 当社東京営業部東京支店長 2001年1月 当社北海道営業部札幌支店長 2005年1月 当社車輛営業部長 2008年10月 当社執行役員北海道営業部長 2009年4月 当社取締役北海道営業部長 2010年1月 当社取締役北海道営業統括部長兼北海道営業部長兼車両営業部長 2011年1月 当社取締役北海道営業統括部長兼北海道営業部長 2018年1月 当社取締役営業統括部長 2019年4月 当社常務取締役営業本部長（現任）	54,200株
4	石 井 晃 司 (1957年 11月20日生)	1992年10月 当社入社 2007年1月 当社理財部財務部長 2008年10月 当社執行役員財務部長 2009年4月 当社取締役財務部長（現任）	47,600株

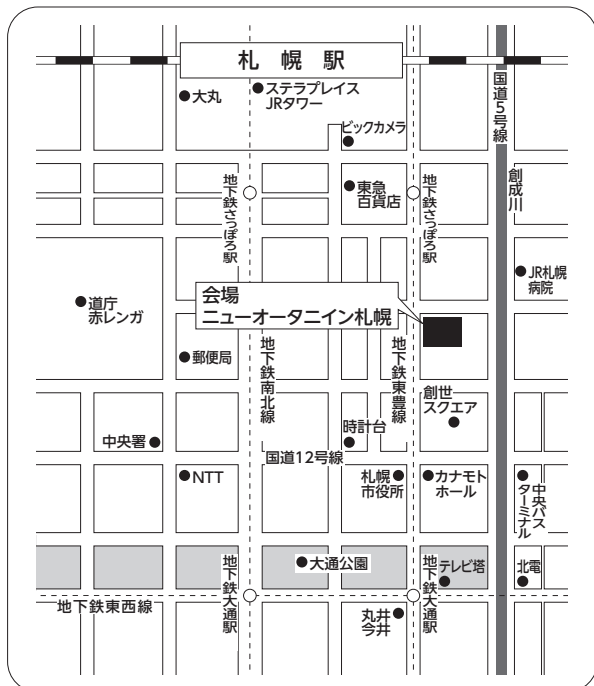
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	えん とう りゅう じ 遠 藤 龍 二 (1964年 5月23日生)	2009年7月 当社入社 当社経営主計室部長 2013年1月 当社執行役員経営主計室長 2018年3月 当社取締役経営主計室長（現任）	10,300株
6	ふじ まつ のり てる 藤 松 範 光 (1967年 11月26日生)	1990年4月 当社入社 2013年7月 当社サービス事業・商業施設関連営業部長 2015年1月 当社東日本営業部長 2016年1月 当社東日本営業部東京支社長 2017年1月 当社執行役員東日本営業部東京支社長 2018年1月 当社執行役員東京支社長（現任）	900株
7	なか た みちこ 中 田 美知子 (1950年 2月13日生)	1972年4月 北海道放送株式会社入社 1974年6月 フリーアナウンサー 1988年4月 株式会社エフエム北海道入社 2007年6月 同社取締役放送本部長 2011年6月 同社常務取締役 2015年8月 札幌大学客員教授 2016年3月 当社社外取締役（現任） 2016年5月 イオン北海道株式会社社外取締役（現任） 2018年1月 株式会社土屋ホールディングス社外取締役（現任） 2019年11月 札幌大学客員教授・評議員（現任）	2,500株

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中田美知子氏は社外取締役候補者であります。
3. 中田美知子氏は札幌大学客員教授・評議員、イオン北海道株式会社社外取締役及び株式会社土屋ホールディングス社外取締役であります。
4. 中田美知子氏につきましては、株式会社エフエム北海道の常務取締役として培われた豊富な経験・実績、見識等を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は2016年3月より当社社外取締役に務めており、その就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 中田美知子氏につきましては札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 当社は取締役及び監査役全員を被保険者とする会社役員等賠償責任保険契約を従来より締結しており、被保険者である取締役及び監査役がその職責の執行に関し責任を負うことまたは責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。上記の各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。ただし故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は損害は補填されない等の免責事由があります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 札幌市中央区北2条西1丁目1番1号
ニューオータニイン札幌 2階 鶴の間
電話番号 011(222)1111
もよりの駅 地下鉄東豊線 さっぽろ駅
22番出口より徒歩1分



お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

